第四十八条の三　法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第四十九条　法別表第一の九十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第五十条　法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十四　略］

［２　略］

第五十条の二　法別表第一の百一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　介護保険法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　介護保険法第六十九条の三の介護支援専門員の登録の移転の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　介護保険法第六十九条の四の介護支援専門員の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四　介護保険法第六十九条の五の介護支援専門員の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五　介護保険法第六十九条の六の介護支援専門員の登録の消除に関する事務

六　介護保険法による介護支援専門員証に関する事務

第五十条の三　法別表第一の百二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証に関する事務

三　精神保健福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四　精神保健福祉士法第三十一条第二項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録の変更を証する書類の交付に関する事務

五　精神保健福祉士法第三十二条の精神保健福祉士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

六　精神保健福祉士法第三十三条（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録の消除に関する事務

七　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第十六条（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

［新設］

第五十条の四　法別表第一の百三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三条の言語聴覚士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　言語聴覚士法による言語聴覚士免許証又は言語聴覚士免許証明書に関する事務

三　言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第四十八条の三　法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第四十九条　法別表第一の六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第五十条　法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十四　同上］

［２　同上］

［新設］